

第 34 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 12 月 3 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場佐賀庁舎 3 階 大議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (11 人)
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、4 番 藤原 忍、
7 番 金子孝子、8 番 伊藝精一、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
7 番 福井正一

(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** 5 番 濱口佳史、6 番 山中 譲

【推進委員】 3 番 平野幸敏、6 番 尾崎澄夫
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (2 件)
議案第 4 号 形状変更に関する届出の報告について (1 件)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは、予定の時間も過ぎました。

藤原委員がちょっと遅れるということですが、大体予定の人数がそろいましたので、これより今年最後、12月の定例会を始めたいと思います。

大変、今月になってまた一段と寒さが増してまいりました。十分に気を付けて、また、忙しい時期になりますが体調には十分に管理して、これからも頑張りたいと思います。それは早速始めたいと思いますが、今日の欠席者4名おりまして、濱口委員と山中委員、それから平野委員と尾崎委員が欠席ということですが、会の方は成立をしております。それで、予定は藤原委員でしたが、議事録署名人を金子委員と伊芸委員にお願いをしたいと思います。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請について2件出ております。

1件目より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の1ページからをお願いします。

まず、議案第1号、農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動についてです。2件出ております。まず、番号1、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地としまして、黒潮町田野浦字本田3212番、畑390平米。同じく、黒潮町下田の口字岩合代2899番、田1,653平米。

理由としまして、所有権の移転・売買となっております。

3ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですけども、田の口から田野浦へ向かう県道を上がっていった、田野浦の本田団地になります。右側に今、〇〇〇〇さんがあるんですけども、その辺りから上がっていった所になります。

続きまして、4ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、5ページが拡大の航空写真です。ちょっとここの周辺が、サトウキビが今植えられていたり、〇〇〇〇さんがイモを植えられていたりしているという状況です。

続きまして、6ページが公図となっております。

続きまして、7ページが現況写真となっております。ちょっと両隣にはサトウキビを植えておまして、こちらに、所有権の移転後はここにレモンを植えたいという予定があるようです。

続きまして、2番目の土地になります。

場所の方が、田ノ口小学校からちょっと沖の方に行った、岩合代のビニールハウスが基盤整備でいっぱい建っている所です。

9 ページがゼンリンの地図となっています。ここ、該当地の左側の方が、今、〇〇〇さんが果樹を植えて、果樹園のようになっている場所です。

10 ページ目が拡大の航空写真です。

続きまして、11 ページが公図となっております。

12 ページが現況写真です。一応こちらが田んぼで1,653 平米で、予定としては果樹を栽培したいということでおっしゃってました。

続きまして、13 ページが第3 条調書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、第2 項第1 号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業従事者としまして、ご本人となっております。

所有機械が、トラクター1 台、管理機1 台、軽トラが1 台となっております。

第2 号、農業生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。

第3 号、信託につきましても、適用がありません。

第4 号、農作業常時従事の面につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間300 日の農作業常時日数とのことです。

第5 号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30a を超えています。今回の取得分を含めて5,110 平米となっております。第6 号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

第7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響ないと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。田野浦地区の方、私担当でございましてあれやったけど、本人には会えませんでしたけど現場の方は分かっております。場所は、〇〇〇〇君がサトウキビを植えてる所の隣です。右隣ということになりますかね。あそこにちょっと空いたところがあり、その一番右側は〇〇〇〇がイモを植えておりまして、その間でございます。

それで、レモンということで、周辺には影響ないというように考えられます。

私の方からは以上ですが、馬野々の方の担当は誰やったかね。〇〇さん、何かあれば。

〇〇委員 〇〇〇〇さんにも〇〇〇〇さんの方にもお会いすることはできなかったんで

すけども、〇〇〇〇さんは現在もう既に、鞭の方で何か耕作されており特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 今、担当委員さんからの方からも説明がありました。この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。どうですかね、ないですかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思います。

この3条許可申請の1番につきまして承認をされます方は、挙手願います。

挙手全員です。

3条許可申請1番につきまして、承認をされました。

続きまして、3条許可申請の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。

農地法第3条、2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地としまして、黒潮町蜷川字中原4173番、田2,345平米。

理由としまして、所有権の移転・売買となっております。

14ページからをご覧ください。

まず、航空写真となっておりますが、場所が蜷川に入っていくと、旧の小学校がある直線の所のハウスとなっております。

15ページがゼンリンの地図となっております

申請地については、現在はこの申請者の方のお父さんが利用権を設定されて、ご本人、この申請者と一緒はこちらを耕作しているということのようです。

ちなみに、この申請地の下も、お父さんが利用権を設定されていると。そのさらに下の田んぼが、この申請者、〇〇〇〇さんが利用権を設定しているということで、ここの辺りに申請者が耕作する農地が固まっているという状況になっています。

16ページが拡大の航空写真となっております。続きまして、17ページが公図となっております。続きまして、18ページが現況写真となっております。

19ページが第3条調書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、第2項第1号、全部効率利用の面につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者は、ご本人となっております。所有機械としまして、トラクター1台、管理機1台、動力噴霧器1台、軽トラ1台となっております。

第2号、農業生産法人以外の法人につきましては、適用がありません。

第3号、信託につきましては、こちらも適用がありません。

第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数

について農作業に従事すると見込まれます。年間 300 日の農作業常時日数となっております。第 5 号、下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えています。今回の取得分を含めて 5,781 平米となっております。第 6 号、転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。第 7 号、地域調和につきましては、所有権移転後は引き続きミョウガの栽培を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足ありますか。

〇〇委員 譲渡人の〇〇〇〇さんは、今現在、〇〇〇〇さんの長男さんで、兄弟は 3 人です。全て 3 人とも県外に家を建て、家族をつくり住んでいます。

譲受人の〇〇〇〇さんは、お父さんが 20 年ほど前からミョウガを作っていますが、真面目でコツコツと頑張っていて認定農業者でもあり、お父さんはちょっと体の調子が悪いのでお前が全てやってくれということで、〇〇〇〇さんが水をかけたり、そういうことを全てやっています。

〇〇〇〇さんにお願ひされたのは、以前から買ってもらえないだろうかと言われていたのですが、お盆の前ごろに来て、ちょっと病気療養中でいろんな事情があつて買ってもらいたいということの特にお願ひされたので借地として作っておりましたが、買うことに決めたいことを言われていましたので、頑張って作っていますし雇用も 4 人から 5 人ほどしておりますので、問題はないと思います。

その後は、水耕栽培でミョウガを作るといふ本人の意向もありますし、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 今、〇〇委員の方からも詳しく説明がありました。ちょっと質問ですが、このハウスは、土地は借りてますか？ハウスは、この譲受人の所有のものですか？お父さんの？そしたら土地だけ借りていたと、そういうことですね。

はい、分かりました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

ないですかね。特に問題はないかと思いますが、いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、承認を受けたいと思います。

この 3 条許可申請の 2 番につきまして承認をされます方は、挙手願ひます。

挙手全員です。

3条許可申請2番につきましても、承認をされました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請について1件出ております。
事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動についてです。

番号1番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町佐賀字大町798-6、田236平米。同じく、黒潮町佐賀字大町797-8、田219平米。

理由としまして、申請者の母は、近隣にて一人暮らしであり、今回、住宅を新築したいということのようです。

20ページからをお願いします。

まず、航空写真となっております。場所が佐賀漁港の本当すぐそばとなっております。浜町の集落の一番端の方となっております。

21ページがゼンリンの地図となっております。

22ページが拡大の航空写真となっております。これ、その北側、上に農地が隣接してるので、こちらについては同意済みということのようです。

23ページが公図となっております。

24ページが土地利用計画図ですけども、こちらが提出後に新たにその図面が描き足されたものが提出されたので、今日、追加資料としてお配りしているものが、これが最新の図面となっております。

土地の利用としまして、上から、家庭菜園、物干し場、それから新築の予定地で、浄化槽を設置しまして、その下に駐車場が配置されるようです。

こちら、土地については10cmから20cm程度の盛り土を行い、その上に碎石を敷くという予定のようです。

排水計画につきましては、雨水は敷地内に自然浸透させるものとし、生活排水は浄化槽を経由後、南側にある県道の側溝へ放流する予定ということでした。

次の25ページが、現況写真となっております。こちらは、もう現在は特に何か耕作をしているという状況ではないようです。

先ほど申し上げた、この向こう側、北側にある土地は畑になっているので、こちらの同意はいただいているということのようです。

こちらの資金計画としまして、〇〇〇〇となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明があれば。

〇〇委員 〇〇委員が今日欠席したので、ちょっとお願いしますという電話をもらっていました。この譲渡人と譲受人、両方とも町外在住で、初めて聞く名前で全表面識もないわけですが。それで今朝、現場へ行ってたのですが、ちょうど現場で見えたら、同級生で〇〇〇〇をやっていた知人がいていろいろ話を聞いたのですが、もう既にここへ家を建てることを知っていたわけです。

それで、その譲受人の申請者の方の情報をいろいろ聞いたわけですが、お父さんは亡くなって、お母さんは〇〇〇〇にいて、現在、そこで一人暮らししておるようです。

ここへ家を建てて、〇〇〇〇さんがたまに帰ってくるという、そのような話を聞いたわけですが。

それで譲渡人については、先ほど町外在住であると申し上げたわけですが、それ以外は情報がほとんどないわけです。

現場写真を見てももらっても分かるように、25 ページですが、何十年か前はここはほとんど田んぼだったのですが、もう現在住宅地になって埋め立てをして、残った農地では家庭菜園というか、ちょっと野菜をあちこち作っているというような状態です。

そういうことですので、ひとつ、ご検討をお願いします。

以上です。

議 長 今、弘瀬委員の方からも補足説明がありました。

この5条許可申請について、何か質疑・質問ある方は挙手願います。

〇〇委員 先ほど事務局から報告があった、25 ページの写真をちょっと見てもらいたいのですが。奥の方に残っているのは、多分ここも農地になってると思うのですが、写真の右側に、ここも僕が見るたびに農地じゃないろうかと思うのですが、ここに果樹というか、ブントンとかそんな木が植わっていたわけですが。

多分、ここも同意が必要じゃないだろうかと思うけど、ここももらっていたらかまんわけですが、もしもらってなかったら、ここも同意があれば。

事務局 全て同意をもらっているということです。

〇〇委員 もらっていたら全然問題ないです。以上です。

議 長 これは同意は全て、もう周辺同意はもらっているということ？

事務局 同意はもらっています。

議 長 この赤い線で囲っている右側の辺りが、境が全然分からないけど。

〇〇委員 現況はコンクリートで、田んぼの畦ういか畑の畦ういか、きれいに境界はコンクリートでやっています。

ほとんどのところはコンクリートでやってるんじゃないだろうか、この辺は皆、埋め立てしたところなので。

以上です。

議 長 今、〇〇委員の説明がありましたが、何かこの申請につきまして質疑ありませんかね。

かなり住宅としては、面積としては広いですけど。

これは、かさ上げは10cm？

事務局 10から20cm、盛り土の予定です。

議 長 そしたら、そんなにほかへの影響はないということよね。

事務局 そうですね、影響はないと思います。

議 長 何かありませんかね。

〇〇委員 宅地にする場合ですよ、面積の上限が幾らとか言ってたけど、それには超えてないということ？

事務局 上限は、以前、農地法の面積上限があったんですけど、今その上限がなくなってるようなんです。高知県がそういった上限を設定してるかということ調べたんですけど、それはどうも今ないようで。

〇〇委員 上田の口の場合は、何か月前にあったと思うんだけど、そのときには上限があるという話をしたと思うが。

事務局 分かりました。調べておきます。

議 長 それは土地の上限？建物の上限？

事務局　ちょっと、確認させてもらっていいですか？農業基盤課にすぐ電話で確認しますので。

議長　前は、今の小屋とかの場合でも、建物については 200 平米以内ということだったけど、土地についてはよく分からない。どれだけで構わないものか。駐車場やったら構わないとか。県に聞いたら分かると思うけど。

議長　〇〇委員、今、事務局が調べた結果によると、500 平米以内ということだったら構わないそうです。だから、今回の場合は 500 平米よりちょっと切れているので、そこについては問題ないのではないかと。
いいですかね。

事務局　上限がないというのは、私が間違っていました。すみません。県の基準で、一定その 500 平米以内というものがあって、ただ、こういう用途で 500 平米超えるという説明さえつけばそこは超えてもオーケーになるケースもあるということになってるようです。絶対に不可ということではないようです。

議長　まあ、ケースバイケースでということでしょうかね。一般的には 500 平米以内ということで、今回については 500 以内ということで。
何か、ほかにないですかね。

（質疑等なし）

なければ、承認を受けたいと思います。

5 条許可申請につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

5 条許可申請につきましては、承認をされました。

それでは、続きまして議案第 3 号、非農地証明願について 2 件出ております。

1 番より、説明をお願いします。

事務局　それでは、議案書 2 ページをご覧ください。

議案第 3 号、非農地証明願が 2 件出ております。

まず、番号 1、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町入野字多歩 1183 番 1、田 541 平米。

願出理由としましては、昭和 63 年ごろより自宅および駐車場として利用し、現在も利用しているということです。

26 ページからをご覧ください。

航空写真ですけども、芝部落になりまして、〇〇〇〇さんの東側にある。今、一軒家が立っている所です。

27 ページがゼンリンの地図となっています。

旧国道から新しい国道に向かう道がついておりますが、そのすぐそばの家となっております。

28 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、29 ページが公図となっています。

30 ページが現況写真ですけども、ご覧の通り家が建っております、もう現況としては完全に宅地というふうになっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さん、小橋委員ですかね、お願いします。

〇〇委員 こちらは11月30日に、〇〇〇〇さんご本人とは話ができませんでした。娘さんの方に聞いたら、33年前に旦那さんが亡くなって、その後、家を建てたと。それで、33年前からこのような状況になっているとのこと。以上です。よろしくをお願いします。

議長 もう既に宅地になってるということですね。今、〇〇委員の方からも、もう既に宅地ということですが、何かこの件につきまして質問ある方、挙手願います。復元といっても家が建ってるのでなかなか。

何か、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の1番につきまして、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。

非農地証明願、2番、願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持字王子ガ谷3049番、畑89平米。願出理由としまして、約15年前から耕作を放棄し、雑草や灌木が生える状態となっており、現況は原野となっているということです。31ページからをお願いします。

まず、航空写真ですけども、加持の田村の集落で、ちょっと小高い山になってい

るような場所です。

32 ページがゼンリンの地図となっております。

ここの高くなっている山の上に神社がありまして、今は避難用の倉庫などが建っている場所になります。33 ページが拡大の航空写真です。

34 ページが公図となっております。続きまして、35 ページが現況写真となっております。こちらが農用地区域外で、利用権の設定もありません。

非農地証明後は、墓地に地目変更したいということのようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 29 日に〇〇〇〇さんに会いまして、現地に行っていました。竹を切ったり切り株もあったりして、畑には到底向きません。

それで、ここの畑のずうっと上の方に、一番高いところにお墓があるそうです。

議 長 ご実家の墓があるのを、ここに下ろしたいと？

〇〇委員 はい。下ろしたいと言っていました。畑には到底これはできないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 今、松本委員の方からも、農地にはなかなか復元できないということですが。

何か、この件につきまして質問・質疑ある方、挙手願います。

墓地にすることはあれやけど、その周辺は墓地にしても大丈夫だろうか？周辺の方には。人家から何mとかいうような規定があるわね。

事務局 100m以内に人家がある場合は、同意を得ないといけないというのがあると思うので、そこは多分、墓地の方の手続きの方で多分進めているとは思いますが。

議 長 保健所の方も絡んでますよね。

事務局 そうですね。

議 長 周囲にはあるけど、ここの下に人家みたいなものがあるわね。家が建ってるよね。ここから 100m以内だったら同意が要るということだけど、そこは大丈夫？

〇〇委員　そこまで聞きませんでした。

事務局　そこは県の手続きの方で、進めてるとは思います。

議　長　大丈夫ということですが。

何か、この件につきまして質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、非農地証明願の 2 番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の 2 番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第 4 号、形状変更に関する届出の報告ということで 1 件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局　2 ページをお願いします。

議案第 4 号、形状変更届が 1 件出ております。番号 1 番、届出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町佐賀字子馬地 2745-2 番、田 255 平米。

届出理由としまして、かさ上げして畑として利用し、農業用倉庫を建築したいためとのことです。

36 ページからをご覧ください。

まず、航空写真となっておりますが、場所が馬地の集落がある所の山のふもととなっております。

今、この辺りで高規格道路の建設工事をしておりまして、ちょうどこの辺りを工事用の道路が通っている場所となっております。

37 ページがゼンリン地図となっております。

続きまして、38 ページが拡大の航空写真です。

続きまして、39 ページが公図となっております。

続きまして、40 ページがその形状変更、盛り土を行うとした図面なんですけど、実は、ちょっと 41 ページの現況写真を見てもらうとおり、もう既にここが工事の関係で埋め立てて、現場の仮設事務所が建っています。

ここが、昨年度 3 条許可申請があつて売買された土地となっておりますが、ここが高速道路の工事用道路が設置されております。この現況写真のちょっと奥の方に見える、ちょっと高くなっているのが工事用道路です。こちらの申請地の一部を、この工事用道路が通っています。

この仮設事務所がその土建会社の事務所になっておりますが、この事務所は1月に撤去予定で、工事用道路が5、6年後に現況復旧をする予定ということです。

事務所撤去後は、この砕石等も撤去して、農業用倉庫を建てて果樹園等も植えたいと、そういう予定・計画を持っておられるそうです。

ちょっと見えにくいですが、現況写真のこの手前の方、コンクリートで固めている所があるんですが、ここに町が設置した避難道の案内板も立っているという状況のようです。今回、ちょっと事後報告になってるんですが出していただきまして、道路法の中で国や県の事業で設置するそのものであれば、一定、その転用などの例外となるものがあります。例えば、道路であったり堤防であったり、国・県の事業で設置されるものの該当する土地であれば転用などの例外になるんですけども、今回、該当するのが業者の仮設事務所の設置になっているので例外にはならないといったことで、事後となったけど、届け出を出していただいたという経過となっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 事務局から詳しい説明があったのであまりないけど、今年か去年か、第3条申請で譲り受けてここを埋め立てして、ゆくゆく農業倉庫を建てたいという意図があったわけですが。

僕も今日見に行ってたのですが、この最後のページの写真のとおり、仮設の事務所その他と、そこの下に緑に見えているものは仮設のトイレです。事務所とトイレが建っております。

以前のときも、その自動車道の関係で今現在、倉庫が立ち退きになってますが、そこがちょうど自動車道のコースに入って立ち退きになる関係で、ここを購入してここへ農業倉庫を建たいという申請が以前あったわけですが、今事務局が報告したとおり既に埋め立てて、現場は仮設の事務所が建っております。

僕の方からは以上です。

議 長 今、〇〇委員の方からも、もう既に高速道路の関係で仮設の事務所が建ってるということでございますが。これは撤去して自分の倉庫を建てると、そういうことですね。

弘瀬委員 いずれ、今、高規格道路を工事して、道を造ってるわけですが、それを多分完成したときにはそこの事務所がなくなると思うから、それから倉庫が建つように

なると思う。

議 長 今、この工事が終われば撤去して、自分の倉庫を建てるということでございますが。何か、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。
倉庫と、果樹を植えるというようなことですが、何かありませんかね？
これはもう既に、これ見る限りでは30cmかさ上げと書いてあり、上げてる状態？
これ以上は上げない？

事務局 上げてる状態です。ここからは上げないですね。

議 長 もう既にかさ上げの状態と。これからは高くはならんと、そういうことでございますが。

〇〇委員 最後のページにあるけど、このページの一番下の所が町道です。この赤い線の下側が。

議 長 何か、ほかにありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、議案第4号、形状変更届につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第4号につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました、議案第5号の冊子をお願いします。

まず、1ページから読み上げさせていただきます。

1ページ目が、農地中間管理機構のとなっております。

まず、整理ナンバー3-101(大方3-71)、〇〇〇〇さん。

設定期間としまして、令和3年12月8日から令和5年12月5日まで。

利用権を設定する土地としましては、加持字三栄4462番となっております。

続きまして、整理ナンバー3-102(大方3-72)、〇〇〇〇さん。

設定期間としまして、令和3年12月6日から令和5年12月5日まで。

設定する土地としましては、同じく、加持字三栄4451となっております。

(会場から発言あり)

(〇〇〇〇委員退席)

続きまして、整理ナンバー3-103（大方3-73）、同じく、〇〇〇〇さん。

設定期間も同様です。加持字小川4473となっております。

続きまして、3-104（大方3-74）、〇〇〇〇さん。

こちらが、令和3年12月6日から令和6年12月5日まで、加持字小川4493となっております。

続きまして、3-104（大方3-75）、同じく、〇〇〇〇さん。

設定期間も同様で、加持字小川4523となっております。

3-105（大方3-76）、〇〇〇〇さん。

期間としまして、令和3年12月8日から令和6年12月5日まで、加持字三島4708となっております。

こちらですが、上記3-101（大方3-71）から3-105（大方3-76）は、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定します。

場所としましては、小川の集落の辺りとなっております。

続きまして、こちら相対の分ですけども、続きまして、3-106（大方3-77）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

設定期間、令和3年12月6日から令和4年12月5日、上田の口字えご1935となっております。上田の口の集落のちょっと裏手に入っていった辺りとなります。

今回の利用権の設定につきましては、これまで合計1万1,608平米となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました。
資料を見て、何か質疑・質問ある方は挙手願います。
ここは全て、公社からここへ貸し出すということよね？新規よね？

事務局 そうですね。公社による中間管理です。
全て新規です。

議長 なにかほかに、この利用権の設定で何か質疑・質問ないですかね。
（質疑等なし）
ないようでしたら、議案第5号の利用権の設定ですけど、承認を受けたいと思います。承認されます方は挙手願います。挙手全員です。
議案第5号につきましても、承認をされました。
次の追加議案、第6号につきまして、農業経営基盤強化促進法にかかわる基本的な構想ということで、事務局の方より説明を求めたいと思います。

事務局 「市町村基本構想の改正について」という資料についてなんですけども、皆さん、お持ちですか。「主な改正点」という資料と、それから「基本構想」という厚い冊子になったもの、それからこの横に印刷した「新旧対照表」というもの、3つなんですけども。

こちらについて、基本構想の変更に係る部分が農業委員会と農協の承認を得なければいけないとされておりますので、今回、定例会の方でかけさせていただくものです。

この基本構想を変更するに当たっては、令和2年4月1日付で農業経営基盤強化法の改正が行われました。この基盤法の中にこの基本構想のことがうたわれていて、その改正に伴い、高知県・県の基本構想の改正が令和2年中に行われました。

その法の中では、町の基本構想も県に即したものでないといけないとされていて、県が変更した翌年度末までに町の構想も変更をかけなければいけないと。で、今年度末までには変更しなければいけないとされているようです。

こういった経過で、今回、その変更をかけるということになっています。

内容がすごく多いので、順番に概要をこちらの方で、「こういった変更です」という説明をおおむねのところでさせていただきたいのですが、構いませんでしょうか。

そしたら、冊子の方をお願いします。

(議長から、大まかな説明をとの指示あり)

まず、2ページから、その上に「第1」と書いております。これが、農業経営基盤強化の促進に関する目標という項目です。

ここの中では、直近の統計データを参照した数値に修正したり、年間農業所得の金額を、また現在のものに即したものに直したりしてます。

ちょっと飛びまして、7ページ。

「第2」というところなんですけど、これが農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の代用等に関する、営農の累計ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標というところなんです。これについてはいずれも、先ほど申し上げた高知県の基本構想に準じて中身を変えているようです。

それから、この表にある営農モデルの中で、環境制御機器を新たに追加しているとのことなんです。

それから、露地野菜としてショウガを新たに記載したということなんです。

それでは、施設キュウリの面積を30aから25aへ変更していると。

そのほかは、漢字の誤り・誤記を修正しているという内容のようです。

次々いきますが、11ページをお願いします。

ここが、農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法。農業従事の対応等に関するの累計ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標。主に若い方の新規就農とか、そういったことの指標となっています。

こちらの変更内容というのが、年間の総労働時間時間程度というものを新たに記載追加と、年間労働所得、おおむね 250 万円という記載を入れたということです。

これらは、いずれも高知県の基本構想に即した変更ということです。

それから、この表にある営農モデルについては、先ほどと同様に、環境制御機器を新たに記載、露地野菜・ショウガを新たに追加記載、施設キュウリを 20 a から 15 a に変更して、それから漢字の誤り・誤記を修正と、そういった変更内容になっています。

次、16 ページをお願いします。

こちらが、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標、その他、農用地の利用関係の改善に関する目標です。

こちらは、趣旨の変更はないようです。見出し、ちょっと文章を変えてるようで、書いている趣旨については、もうここは変更がないということのようです。

次の 17 ページをお願いします。

「第 4」というところですが、農業経営基盤強化促進事業に関する事項としまして、ここも趣旨の変更はもうないということのようです。おおむね、大きな変更点はないということになってます。

続きまして、32 ページをお願いします。

ちょっと赤い文字で全部消されてるんですけども、「第 5」の農地利用集積円滑化事業に関する事項とありますが、これは農業経営基盤強化促進法、その法律の改正により全部削除と

というのは、この農地利用集積円滑化事業というものが農地中間管理事業へ移行したので、この事業自体がもうなくなったということで全て削除になるようです。

一応、概要としましては以上のような変更になるんですけども。

事務局からは以上です。

議長 自分らがこの強化促進法では、利用権の設定は今でも農業委員会がやってるわけだけど、それ以外に何かこうしないといけないとかいうことはある？その農業委員会で。

事務局 農業委員会でこれをしなければいけないというのはないんですが、町の基本構想なので、やっぱり営農のモデルであると。

例えばなんですけど、農業委員会として関係するものとしたら、農地法の第 3 条で農地を譲渡したりすることがあると思うんですけども。その場合、面積要件で 30 a 以上を耕作していなければいけないという要件があるんですけど、この中に新規就農者の要件で、例えばキュウリであれば 25 a とか、指標になるものが載ってます。

そういった面積で集約して、広い面積を持たずに集約して営農できるのであれば、

例えばその3条許可申請なども必ずしも30a必要はないという、そういった指標にはできるそうなので、こういった議題の際に基本構想を見ながら参考にできる部分はあるのかなど。

議長 その新規就農に就きたいということで今度就農する人が、土地がないけども20aどこかで借りてやりたいとか求めたいとかしたときに、その審査というものは農業委員会ですか、今までどおり担い手協みたいなものですか、どうなの？農業委員会の方に来るわけ？

こういう人が新規就農でやりたいというので、審査は審査員がするけど、その面積よね。あれした場合に農業委員会にかけなければいけないのかどうか、そこらあたりも農業委員会としてするのかしないのかよね。ちょっと分かんけど、難しい。

言っていることは分かります。今までだったら、黒潮町だったら30a以上の土地がないと新たな土地は買えませんと、農地は。というような縛りがあったわね。それを、言うたらUターンなりIターンなりの人が戻ってきて農業をしたいと。それを20a求めたいといったときに、その人に譲れることができると。そういうふうに変ったということなんだけど、その審査というものが農業委員会ですかということよ。

事務局 農業委員会で、こういう構想に照らし合わせて、面積要件については構わないという判断をしていくことになるかと思います。

議長 3条許可申請で当然、出てこないといけないわね。

それをね、今までだったら30aもないからいかんということになってたけど、それを農業委員会で3条許可申請に出てきて、その20aで新規就農でやりたいと。ハウスならハウスを建ててやりたいというようなことでやったら構わない、ということなんだね？

事務局 そうですね。

そういったことを、構想に照らし合わせてオーケーとすることができると。全国的なそういう要件となってるようなので。

議長 そのあたりが変わったということよね。必ずしも30aでなくても構わないというふうに。

事務局 そうですね。今回の変更でそうなったというわけじゃないんですけど。

伊芸委員 それと、トラクターとか管理とかと書いてるわね。
実際、持たなくても構わないというあれはある？

議 長 個人が？新規就農で、レンタル？

伊芸委員 今現在、全然トラクターも持ってない、機械も持ってない、加温機はあるけどよ。そういう農家がたくさんおるわね。今の新規就農者でも。そこらあたりはどうなる？ここにはこうやってうたってるけど。

議 長 大体、担い手協らに出てくるときには、レンタルでやったりとか、軽トラ 1 台持っていてトラクターは知人に借りたり、レンタルで借りたりとか、まあ管理機もそうだろうけど。そういうふうなのでも構わないというようになってるわね。

この機械も、今までも農業公社で研修しておいて、それで新たにハウスなり借りてやってる人もいるわけよ。だけど、なかなか一度に機械も買えないから、その公社から借りたりとかリースで借りたりとか、そういうような人もいるらしいから構わないんじゃないだろうか。

まあ、基本的なものでこれぐらいのものが要ということを書いてるんじゃないかと思う。

事務局 そうですね、指標として。

議 長 大体これに載ってるのが、今の黒潮町で、言うたらこれらの品目についての主品目ということで書いてるんですよ。レモンとかニラとかキュウリ、オクラと。

事務局 はい。黒潮町の。

議 長 だから、あんまり難しく考えなくても、今までどおりみたいなような感じで「こういうところが変わりましたよ」いうことで。

事務局 そうですね。今までにあったものを、ちょっと時間がたって現況に即したものに変えたという変更になるんですけど。

〇〇委員 7 ページの畑で 1 経営当たりの年間所得 400 万とありますが、11 ページには 1 経営当たり 250 万と書いてるけど、これは。

新規の農家の人でいうことで、1 経営で 250 万でいい？一人当たりではない？

6 ページには 250 万とあるわね。これは、従事者一人当たり 250 万と書いてるけど。

ど。だから、そのへんがよく分かんよ。

それで、7 ページは 1 経営当たり 400 万でしょう。11 ページは 1 経営当たり 250 万となってる。どう違うのかなと思って。

でも、この 11 ページも一人当たりじゃないかなと思うけど。この 1 経営というと、夫婦でやったら 2 人でやって年間 250 万円でいいかなと思う。

議 長 認定農業者ら場合は大体家族経営で、夫婦でおおむね 400 万。
これは、一人当たりじゃない？

〇〇委員 一人当たりなら分かる。

議 長 一人当たりで 250 万程度で、一経営で 400 万ということでは？

事務局 ちょっと、確認しておきます。すみません。

〇〇委員 7 ページのこの 400 万は、15 年後までにはなっていますが、10 年後までには一人当たりの年間総労働時間 2,000 時間とか、1 経営体当たり年間所得、おおむね 400 万と。10 年後には 400 万ということだろうね。

議 長 これは目標よね。おおむねやからね。
何か質問ありませんかね、これについて。なかなか難しいけど。
まあ、あんまり、今までこうだったからこうというようなあれはあんまりないみたいだから。

まあ、強化促進法で一番出てくるのは利用権の設定が一番、この農業委員会へかけるにはそれなので。

今まで担い手協らでかかっていたものが、ひょっとしたら農業委員会も関連してくるかもしれんと、そういうことです。

議案第 6 号についてはいいですかね？

(異議なしの声あり)

これは、承認は要らんね？

事務局 特に意見なしということで大丈夫です。

議 長 それでは、議案が終わりました。
みなさんの方からは他にありませんか。無いようですので、定例会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

(午後 4 時 30 分終了)